

3 ^{だい}第3次^{じ あんじょうしたぶんかきょうせいぷらん}安城市多文化共生^{あん}プラン（案）

^{だい}第3次^{じ あんじょうしたぶんかきょうせいぷらん}安城市多文化共生^{あん}プラン（案）

2025～2029^{ねん ど}年度

2025^{ねん}年^{がつ}3月

^{あんじょう し}安城市

もくじ
目次

I	策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	位置づけ	2
3	計画期間	2
II	安城市の多文化共生に関する現状	3
1	外国人人口の状況（統計データ）	3
2	多文化共生に関する市民の意識（アンケート調査）	6
3	国や県の動向	11
4	第2次プランの実施状況	13
III	基本的な考え方	16
1	理念	16
2	施策の方針	16
IV	施策内容	17
1	多様な主体による地域づくり	17
2	ライフステージに応じた暮らしの支援	22
3	コミュニケーションの充実	28

I 策定にあたって

1 策定の趣旨

安城市では、多文化共生¹施策の指針として、2014年3月に第1次安城市多文化共生プラン、2019年3月に第2次プランを策定し、さまざまな取組を推進してきました。

第2次プラン策定以降、国においては、人材の確保が困難な一部の産業分野等における人手不足に対応すべく、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を労働者として受け入れるための新たな在留資格である「特定技能」を、2019年4月に創設しました。

また、同年6月には、外国人を日本社会の一員として受入れ、社会から孤立しないようにするための日本語教育を推進することを目的とした「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行されています。

前述した「特定技能」は、制度創設から4年を経た2023年8月に受入れ対象分野が拡大されるとともに、2024年以降5年間の受入れ見込数（上限数）は82万人と、制度開始時から5年間の約35万人と比べて大きく増加した人数が設定されています。

さらに、2027年からは技能実習制度が廃止され、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とした「育成就労」制度の実施が予定されており、育成就労から特定技能を経た、中長期的な日本への在留や活躍が進むことが予想されます。

本市においては、2020年12月からの新型コロナウイルス感染症に伴う出入国規制の影響により、外国人市民²が減少していましたが、感染の収束に伴う出入国規制の解除後は、外国人市民も増加に転じ、コロナ禍以前の人数を超え、増加を続けています。

本市で外国人市民が増加傾向にある中、国において労働力としての外国人の受入れ拡大が進むことは、製造業等の産業が盛んな本市において、外国人市民が今後ますます増加していくことが想定されます。こうした社会情勢を鑑みながら、より一層多文化共生施策を推進していくため、第3次プランを策定することとしました。

¹ 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

² 安城市に在住、在勤、在学又は活動を行う外国籍の人に加え、外国に繋がりをもつ人（日本国籍でも外国にルーツを持つ人、長期間外国に住んでいて生活習慣等の異なる人）。

2 位置づけ

このプランは、本市の中長期的なまちづくりの指針である「第9次安城市総合計画」に基づくとともに、国や県の関連する計画等を踏まえたうえで、本市の多文化共生推進の方針や考え方を示したものです。

また、プランの推進にあたっては、本市の他の個別計画との整合性も図りながら、総合的かつ体系的に施策を推進していきます。

3 計画期間

2025年度から2029年度までの5年間とします。

【第9次安城市総合計画（2024年度～2031年度）】

分野別計画4 市民参加と協働より抜粋

施策の取組（2）男女共同参画と多文化共生の推進

③国籍に関わらず市民が集い、交流を深めることができる機会の提供などにより、互いに理解し尊重しあう多文化共生意識の啓発・醸成に取り組めます。

④外国人市民が暮らしやすい環境をつくるため、行政・生活情報の多言語化などにより相談体制や情報提供の充実を図るとともに、日本語教育を推進し、コミュニケーションや生活の支援を行います。

【国や県の関連する計画等（各計画の概要は、「3 国や県の動向」に記載）】

<国>

- ・地域における多文化共生推進プラン（総務省）
- ・外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（法務省出入国在留管理庁）
- ・日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（文部科学省文化庁）

<県>

- ・第4次あいち多文化共生推進プラン
- ・愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針

Ⅱ 安城市の多文化共生に関する現状

1 外国人人口の状況（統計データ）

（1）外国人人口の割合

本市の外国人人口は、2023年6月末現在7,930人で、市内人口に占める割合は約4.21%で、愛知県や全国と比較して、外国人人口の割合は高くなっています。

図表1 外国籍の住民数と割合（愛知県、全国比較）

	外国人人口	外国人人口割合
安城市	7,930人	約4.21%
愛知県	297,248人	約3.97%
全国	3,223,858人	約2.59%

（出所）安城市「住民基本台帳（2023年6月30日現在）」
愛知県全国外国人数：「全国外国人統計」法務省出入国管理庁
安城市・愛知県人口：「あいちの人口（2023年6月1日現在推計値）」愛知県統計課
全国人口：「人口推計（令和2年国勢調査を基準とする2023年6月1日現在確定値）」総務省統計局

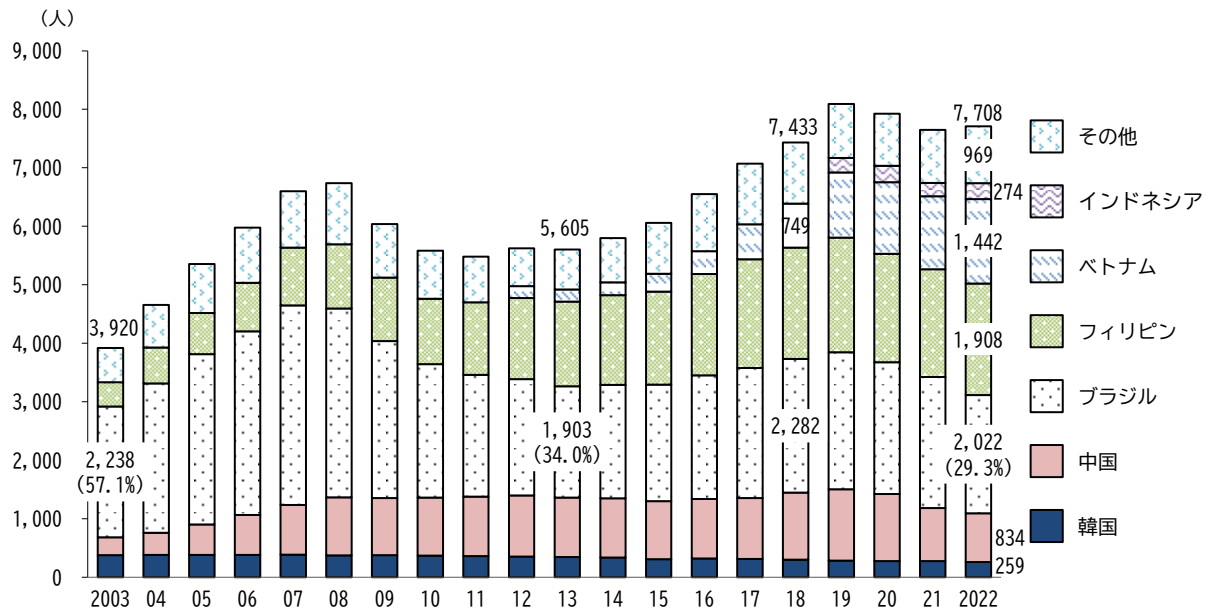
（2）外国人人口、国籍の推移

外国人人口は、10年前の2013年に比べて約1.46倍、5年前の2018年に比べて約1.13倍と増加しています。ただし、2020年から2021年にかけては、新型コロナウイルス感染症の影響により減少傾向にあります。

国籍別の外国人人口は、最も多いのがブラジルで2,039人、全体の25.7%となっています。以前は外国人市民の半数以上をブラジルが占めていましたが、他の国籍の外国人市民が増えてきたこともあり、比率は減少傾向にあります。

次いで多いのはフィリピンの1,947人で、10年前（2013年、1,407人）に比べて、約1.38倍に増加しています。3番目に多いベトナムは1,502人で、10年前（2013年、206人）に比べて7倍以上と急増しています。4番目に多い中国においては、10年前に比べてやや減少しています。

ずひょう 図表2 安城市の外国人人口の推移（国籍別）



(出所) 出入国在留管理庁「在留外国人統計（2012～2021年）登録外国人統計（2003～2011年）」、安城市「オープンデータ、外国人関係（2022年）、各年12月末現在

(注) 「韓国」は2003～2014年が「韓国・朝鮮」データとなる。「ベトナム」は2011年以前、「インドネシア」は2018年以前のデータ無し、その他に含まれる。

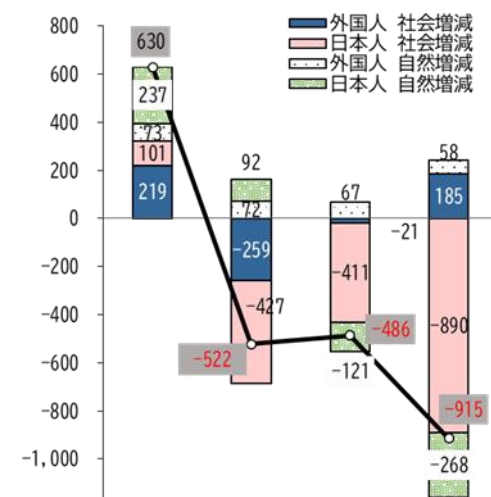
(3) 本市の人口増減における外国人の影響

本市では、日本人も含めた市民全体の人口が2020年7月から2021年6月より減少しています。

転入・転出等の社会増減では、新型コロナウイルスの影響により、2020年7月から2021年6月にかけて日本人も外国人も社会減となりました。日本人はその後社会減となっていますが、外国人は2022年7月から2023年6月では社会増に転じています。

出生・死亡等の自然増減では、日本人は2021年7月から2022年6月より自然減となっていますが、外国人は自然増を保っています。

ずひょう 図表3 安城市の人口増減の内訳

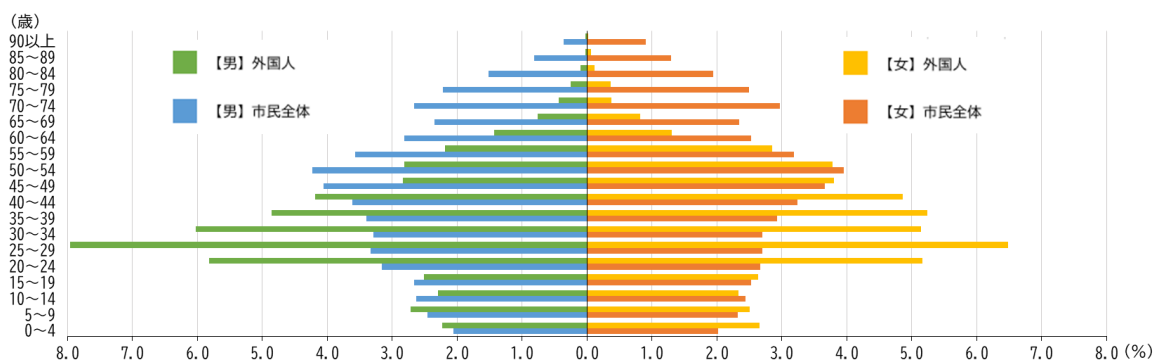


(出所) 安城市「住民基本台帳（各年7月～翌年6月）」

(4) 性別・年齢別人口の状況

本市の外国人人口と市全体の年齢別人口構成をみると、市全体では40～50歳代が最も多くなっていますが、外国人では、20～30歳代が最も多くなっています。15～64歳の生産年齢人口は81.9%、15歳未満の年少人口は14.7%、65歳以上の高齢者人口は3.4%であり、本市における外国人は勤労世代が多く、高齢者が少ない状況です。

図表4 安城市の男女別年齢別外国人市民及び市民全体の人口ピラミッド

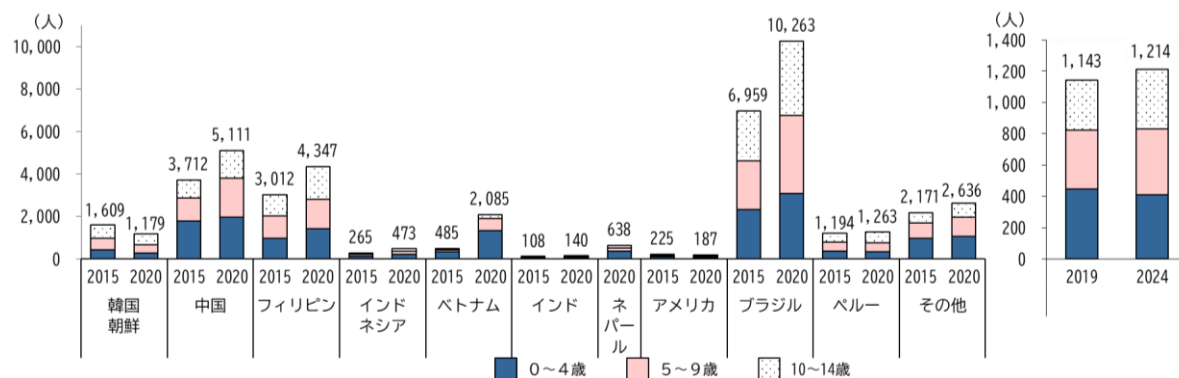


(出所) 安城市「住民基本台帳 (2023年6月30日現在)」

(5) 子どもの状況

愛知県全体では、外国人の子どもの数も増加しています。特に、ブラジルは2020年には1万人を超えており、ベトナムは2015年から2020年の間で4倍以上に増加しています。本市でも、外国人の子どもの数が増加しつつあります。

図表5 外国人の子どもの数 愛知県国籍別・安城市全体数



(出所) 総務省統計局「国勢調査人口等基本集計 第39表 (2015年)」、総務省統計局「国勢調査人口等基本集計 第45-1表 (2020年)」

安城市「人口・世帯数 (ホームページ)」2019年、2024年 (各年3月31日現在)

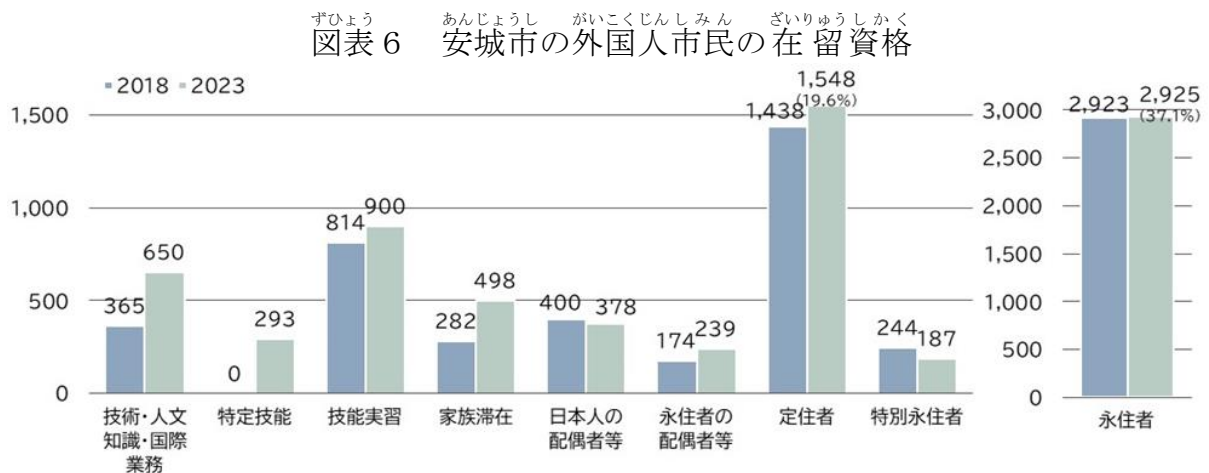
(注) 「ネパール」は2015年データ無し

(6) 在留資格・就労

在留資格別の外国人人口は、永住者が37.1%、定住者が19.6%と多く、次いで技能実習、技術・人文知識・国際業務、家族滞在、日本人の配偶者等、特定技能1号の順となっています。

本市では、原則として就業等の制限はなく、在留資格の更新等により日本での継続居住も可能な、永住者、定住者、特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等の割合が多く、外国人市民の定住化の傾向があります。

一方で、2018年と比較すると、技術・人文知識・国際業務、特定技能等の就労を目的とした在留資格が増加しており、人手不足や特定技能制度の受入数の拡大等を背景として、今後も増加していくことが見込まれます。



(出所) 安城市「オープンデータ、外国人関係 (2023年6月30日現在)」

安城市「第2次安城市多文化共生プラン、安城市住民基本台帳 (2018年9月30日現在)」

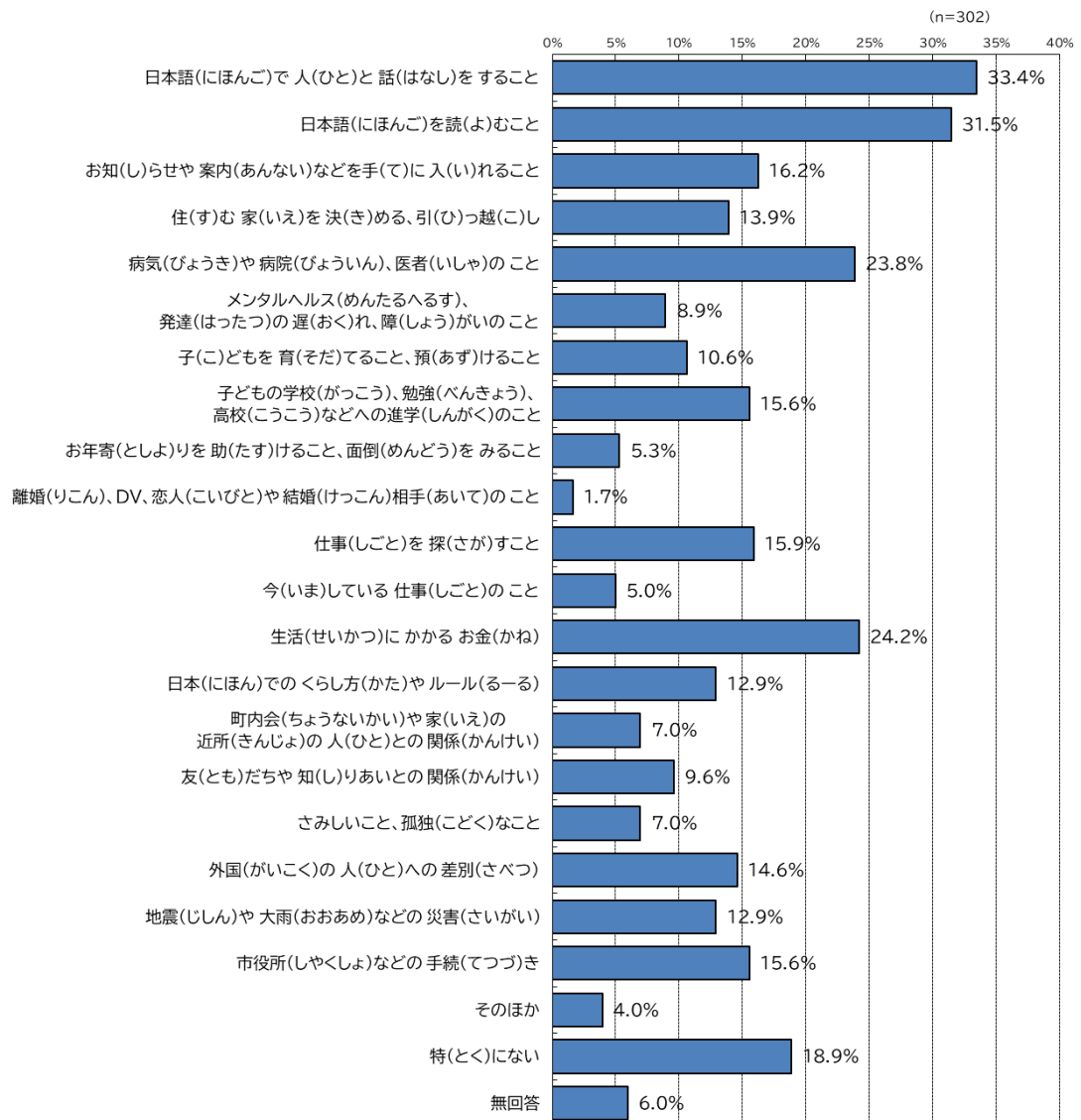
2 多文化共生に関する市民の意識 (アンケート調査)

(1) 外国人市民の意識

① 日本語で困っていること・相談したいこと

外国人市民が困っていること・相談したいことは、「日本語で人と話をする (33.4%)」や、「日本語を読むこと (31.5%)」といった日本語でのコミュニケーションの割合が高くなっており、次いで「生活にかかるお金 (24.2%)」、「病気や病院、医者のこと (23.8%)」となっています。

図表 6 日本で困っていること・相談したいこと

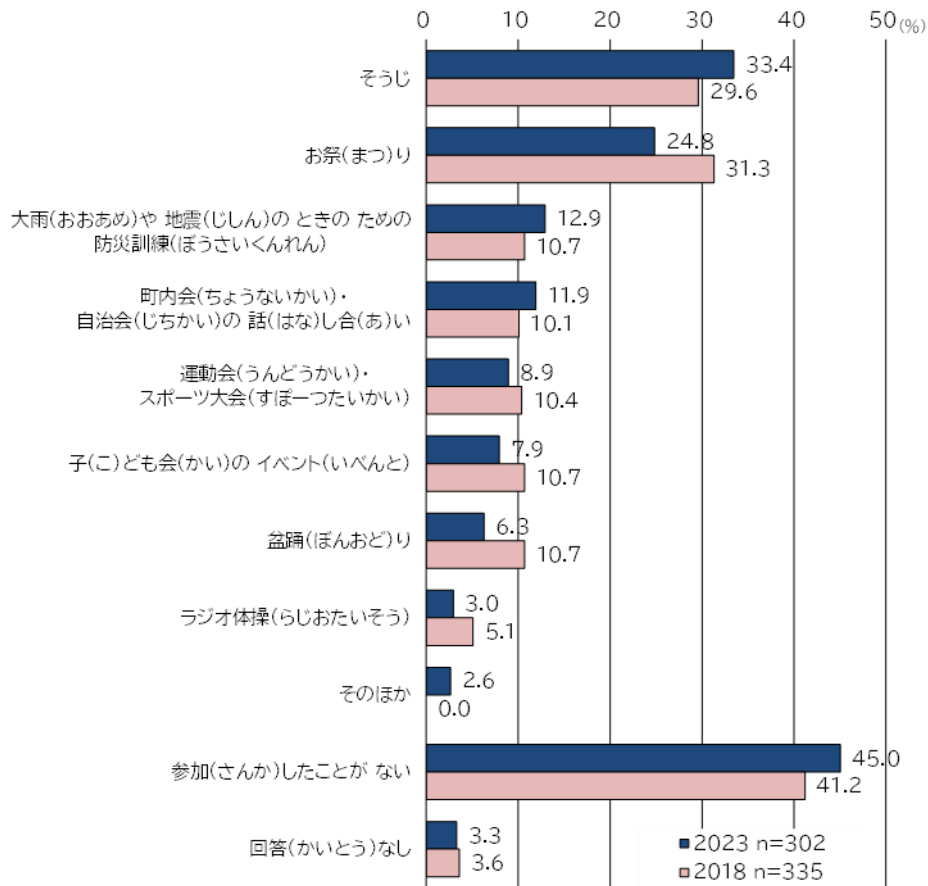


②地域の行事等に参加したことのある外国人市民

外国人市民が参加したまちのイベントとしては、「そうじ」が最も多く33.4%です。新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、「お祭り」は前回調査から減少し24.8%となっています。

全体としては、「参加したことがない」が最も多く45.0%であり、外国人市民のまちのイベントへの参加は少ない状態です。

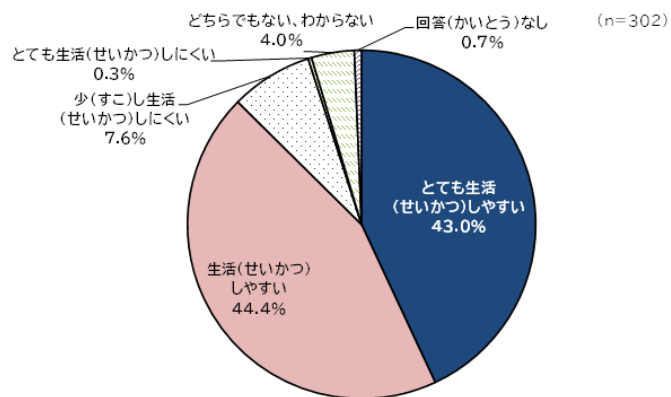
図表7 まちのイベントへの参加の有無
(2018年調査と2023年調査の比較)



③安城市を住みやすいと思う外国人市民

「生活しやすい」の割合が最も高く44.4%、次いで「とても生活しやすい」が43.0%となっており、9割弱の外国人市民が本市を生活しやすいと評価しています。

図表8 安城市での生活しやすさ



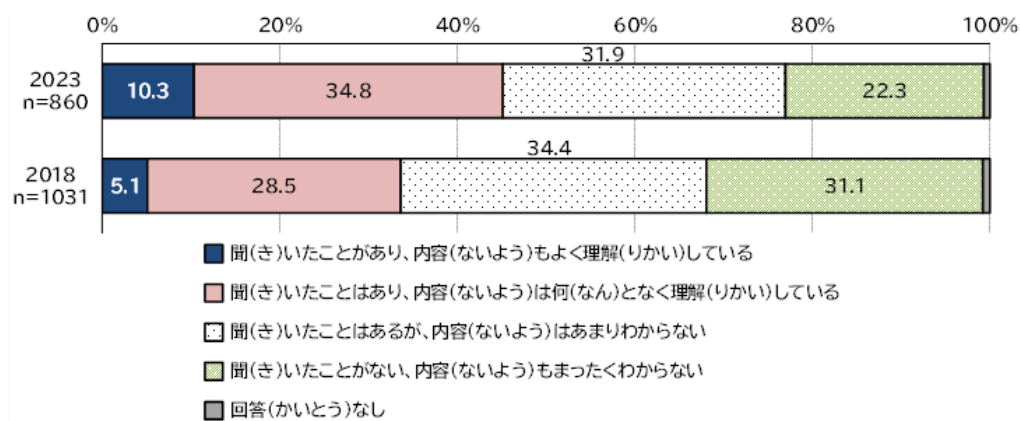
(2) 日本人市民の意識

④ 日本人市民の多文化共生の理解度

「聞いたことはあり、内容はなんとなく理解している」の割合が最も高く34.8%です。次いで、「聞いたことはあるが、内容はあまりわからない（31.9%）」、「聞いたことがない、内容もまったくわからない（22.3%）」の順となっています。

本市における多文化共生の理解度は高まってきていますが、まだ半数以上の人が内容をよく理解していないのが現状です。

図表9 「多文化共生」という言葉の理解
(2018年調査と2023年調査の比較)

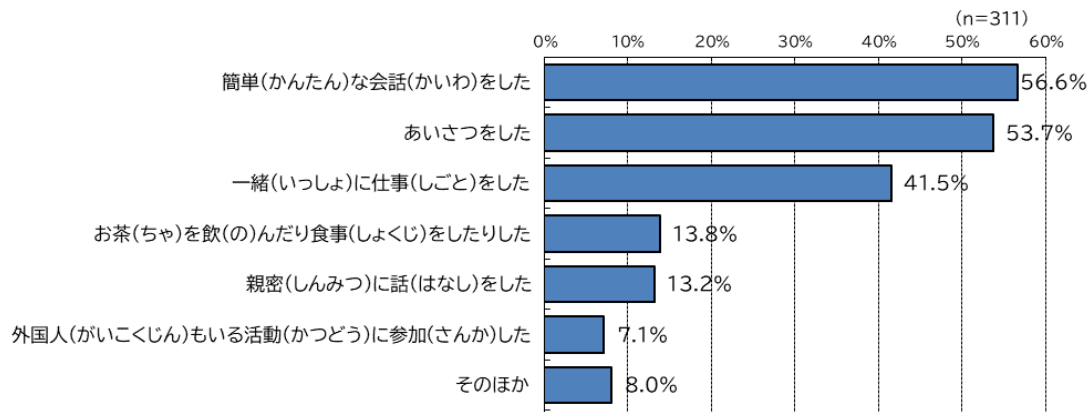


⑤ 外国人とのコミュニケーション

最近1年間で、家族や親族以外の外国人とのコミュニケーションを取る機会のあった日本人市民は36.2%で、コミュニケーションを取っていない（62.4%）と比べて少ない状態です。

外国人とのコミュニケーションの内容としては「簡単な会話をした（56.6%）」や「あいさつをした（53.7%）」といった簡単な内容が多くなっており、次いで「一緒に仕事をした（41.5%）」となっています。

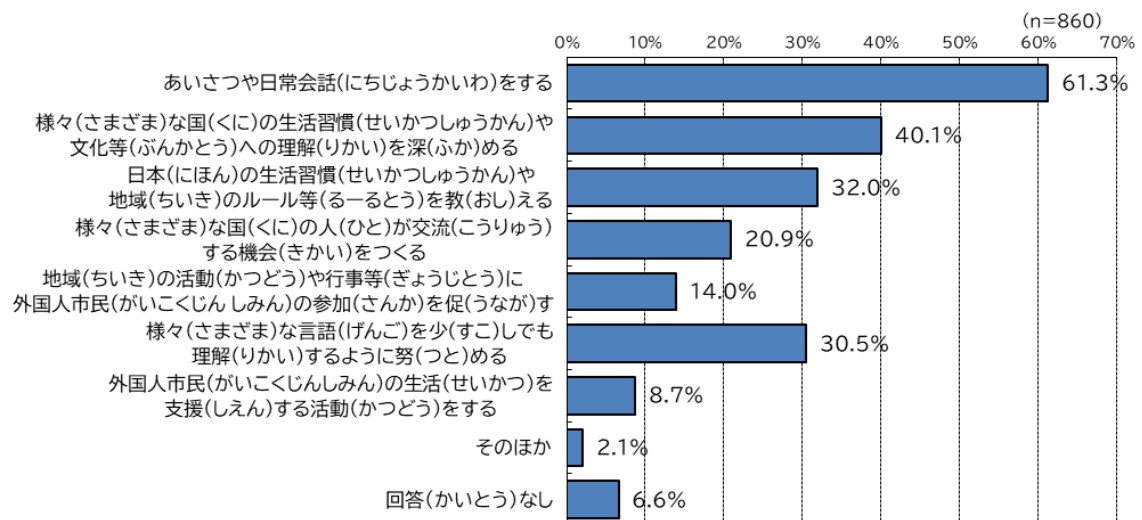
ずひょう がいこくじん こみゅにけーしょん ないよう
図表 1 0 外国人とのコミュニケーションの内容



がいこくじんし めん じっせん
⑥外国人市民のために実践していること

「あいさつや日常会話(にちじょうかいわ)をする」の割合(わりあい)が最も(もっとも)高く61.3%です。次(ついで)で「様々な国(さまざま くに)の生活習慣(せいかつしゅうかん)や文化等(ぶんかとう)への理解(りかい)を深(ふか)める(40.1%)」、「日本(にほん)の生活習慣(せいかつしゅうかん)や地域(ちいき)のルール等(るーるとう)を教(おし)える(32.0%)」なっています。

ずひょう がいこくじんし めん じっせん
図表 1 1 外国人市民のために実践していること



3 国や県の動向

(1) 地域における多文化共生プラン（総務省）

地方公共団体における「多文化共生の推進に係る指針・計画」の策定に資するため策定された「地域における多文化共生推進プラン」が2020年9月に改訂されました。

多文化共生施策を推進する今日的意義として、『多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築』、『外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献』、『地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保』、『受入環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現』が示されています。

(2) 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ

（法務省出入国在留管理庁）

「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から法務大臣に提出された意見書を踏まえ、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等が「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」にて示されています。

2022年6月に策定、2023年度に一部改訂されたロードマップでは、目指すべき外国人との共生社会のビジョンとして、『安全・安心な社会』『多様性に富んだ活力ある社会』『個人の尊厳と人権を尊重した社会』が掲げられています。また、取り組むべき中長期的な課題（重点事項）として、『円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組』、『外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化』、『ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援』、『共生社会の基盤整備に向けた取組』が示されています。

(3) 日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための

基本的な方針（文部科学省文化庁）

日本語教育に関する施策を推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、諸外国との交流の促進等を目的とした「日本語教育推進法」が、2019年6月に成立しました。これを受けて、2020年6月に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定されました。

にほんごきょういく すいしん もくてき きょうせいしゃかい じつげん しょがいこく
日本語教育の推進の目的として、『共生社会の実現』、『諸外国との
交流』、『友好関係の維持・発展に寄与』することが掲げられています。

また、ちほうこうきょうだんたい せきむ ちいき じょうきょう おう にほんごきょういくすいしん
また、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた日本語教育推進
施策を策定・実施することが示されています。

(4) 第4次あいち多文化共生推進プラン（愛知県）

あいちけん たぶん かきょうせいすいしん ぶらん だい じ ぶらん ねん がつ さくてい
愛知県の多文化共生推進プランの第4次プランが2022年9月に策定さ
れました。基本目標を「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域
づくり」とし、施策の柱として『コミュニケーション支援』、『生活支援』、
『意識啓発と社会参画支援』、『地域活性化の推進やグローバル化への対応』が
掲げられています。

また、じゅうてんき とりくみ ほうこうせい あんぜん あんしん く ささ たいせい
また、重点的な取組の方向性として、『安全・安心な暮らしを支える体制の
強化』、『持続可能な地域日本語教育推進体制づくり』、『外国人県民の活躍
促進』、『多文化共生への理解促進』が示されています。

(5) 愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針（愛知県）

にほんごきょういく すいしん かん ほうりつ せいりつ くに きほんほうしん さくてい
「日本語教育の推進に関する法律」の成立、国による基本方針の策定をう
け、けん ちいき にほんごきょういく かか しゅたい やくわり せいり おおむ こんご
け、県の地域日本語教育に関わるさまざまな主体の役割を整理し、概ね今後
5年間の基本方針を定めた「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な
方針」が2022年6月に策定されました。

基本方針として『生活者として必要な日本語の学習を希望するすべての
がいこくじんけんみん にほんご がくしゅう きかい ほしょう すべ けんみん たが
外国人県民に日本語を学習する機会を保障する』、『全ての県民が、互いの
ぶんかてきはいいい しゅうかん ちが りかい ふか にちじょうせいかつ わ
文化的背景や習慣の違いに理解を深め、日常生活において分かりやすい
日本語を使ってコミュニケーションができることを目指して、啓発活動を行
う』、『「あいち地域日本語教育推進センター」が中心となり、市町村、国際
交流協会、日本語教育関係機関・団体、がいこくじん こよう きぎょう など
外国人を雇用する企業、NPO等
が連携、協力する「オール愛知」の推進体制を構築する』が示されていま
す。

ひとり おお がいこくじんけんみん ぶんかちょう にほんごきょういく さんしょうわく
一人でも多くの外国人県民が、文化庁の「日本語教育の参照枠」における
A2レベルの日本語運用能力を身につけられるような、日本語学習支援の
体制構築を目指しています。

4 第2次プランの実施状況

(1) 施策の実施状況

第2次プランでは、『だれもが安心して暮らせる「多文化共生のまち安城」』を掲げ、7つの基本方針のもと、さまざまな取組を実施してきました。各基本方針の取組状況は以下のとおりです。

【基本方針1】多文化共生に対する理解や意識の定着

多文化共生の意味の理解に向けて、パネル展示、講座・研修等を開催しました。加えて、外国人統計のオープンデータ化により外国人市民の現状の共有がしやすくなりました。

【基本方針2】外国人市民の学習機会の充実

日本語教室への支援を行うとともに、日本語学習ボランティアのスキルアップ講座を開催しました。日本語教室を必要とする外国人市民に情報を届ける工夫が必要となっています。

【基本方針3】日本人市民と外国人市民のコミュニケーションの充実

外国人親子と日本人親子の気軽な交流の場として多文化子育てサロンを開催しました。コミュニケーションの機会づくりとして、町内会・自治会へ通訳ツールの貸出しは行いましたが、あいさつ等の簡単な外国語の普及は実施できませんでした。

【基本方針4】多くの外国人市民に伝わる情報伝達

転入時に市民課で多言語の生活ガイドブック等を配布するとともに、市役所の市民協働課の窓口で外国人市民向けの情報を集約・配布しました。

また、外国人市民向けに、SNS（Facebook、Instagram）での情報発信もしましたが、フォロワー数等が少ないため、外国人市民に安城市のSNS自体を知ってもらうことが必要となっています。

【基本方針5】外国人市民の暮らしの不安軽減

市役所の市民課に、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語の通訳職員を配置するとともに、通訳システム、テレビ電話通訳を導入し、多言語での生活相談に対応しました。子ども・子育ての対応として、日本語適応指導教室、日本語初期指導教室を行うとともに、支援団体による子どももの放課後日本語教室、プレスクールの運営を支援しました。防災では、多言語化された防災ガイドブック、地震ハザードマップを配布しました。

【基本方針6】外国人市民が地域で活躍できる環境づくり

外国人市民も参加している懇話会で定期的な意見交換を行うとともに、ロールモデルとなる外国人市民を広報等で紹介しました。地域活動への参加支援として、多言語での町内会・自治会の説明資料を配布しましたが、外国人市民の多文化共生サポーターは実施できませんでした。

【基本方針7】多文化共生に貢献する人材の発掘・育成

支援団体と個別での担い手に関する情報交換等を行いました。外国人市民の暮らしを見守る多文化共生サポーター、通訳・翻訳ボランティア、災害時外国人支援情報コーディネーター、災害時通訳ボランティア等の人材の発掘・活用には取り組めませんでした。

(2) 成果指標の達成状況と今後の課題

第2次プランでは、5つの成果指標を設定し、プランの達成状況を評価することとしています。達成状況及び成果指標を踏まえた課題は以下のとおりです。

【評価基準】

A：目標より増加 B：2017年度より増加 C：2017年度より減少

【達成状況】

成果指標	2017年度 【基準値】	2023年度 【実績値】	目標	評価
日本人市民の多文化共生の理解度	33.6%	45.1%	50%	B
地域の行事等に参加したところのある外国人市民	55.2%	51.7%	60%	C
安城市を住みやすいと思う外国人市民	87.5%	87.4%	90%	C
外国人生徒の高校等への進学率	82.5%	88.9%	91%	B
多文化共生に関わる活動を行う市民団体	5団体	9団体	8団体	A

① 日本人市民の多文化共生の理解度

基準値から16.4ポイント上昇しましたが、目標値を上回ることはできませんでした。今後、さらなる多文化共生の意識啓発や交流機会の創出が必要で

② 地域行事等に参加したことの外国市民

目標値を下回るとともに、基準値から3.5ポイント減少しました。外国人市民への効果的な情報発信や、外国人市民がイベントや町内会等の行事に参加できるような仕組みづくりが必要です。

③ 安城市を住みやすいと思う外国市民

目標値を下回るとともに、基準値から0.1ポイント減少しました。困りごとを相談しやすい環境や、子どもを育てやすい環境の整備が必要です。

④ 外国人生徒の高校等への進学率

基準値から6.4ポイント上昇しましたが、目標値を上回ることはできませんでした。学校での支援に加え、放課後学習支援の充実や日本の教育制度に対する保護者の理解促進、子どもへのキャリア教育等の取り組みが必要です。

⑤ 多文化共生に関わる活動を行う市民団体

目標値を上回ることができました。今後は、市民活動団体への支援や行政と市民活動団体の協働等を推進し、安城市が一体となって多文化共生を推進する仕組みづくりが必要です。

Ⅲ 基本的な考え方

1 理念

第2次プランの「だれもが安心して暮らせる「多文化のまち安城」」を継承しながら、日本人市民と外国人市民、行政と市民等、全ての人が協力して多文化共生社会の実現を目指すという意味を込めて、「ともにつくろう」を付け加えた以下を理念とします。

ともにつくろう だれもが安心して暮らせる 多文化のまち安城

2 施策の方針

第3次プランでは、理念を踏まえ、3つの施策の方針を定めます。

(1) 多様な主体による地域づくり

多文化共生の意識啓発、多文化共生分野で活躍する市民や市民活動団体の発掘・育成、市民活動団体と行政の協働推進により、行政と市民、市民同士等、安城市が一体となって多文化共生を推進します。

(2) ライフステージに応じた暮らしの支援

外国人人口の増加や国籍の多様化等により、複雑化する外国人市民からの相談に対し、さまざまな部署・機関が連携し、切れ目のない支援を行います。

また、子育てや教育、防災等に関する適切な支援を行い、外国人市民が安全・安心に暮らすことができる環境を整えます。

(3) コミュニケーションの充実

外国人市民の生活の基盤となる日本語の学習機会を充実するとともに、必要な情報を得られるよう情報提供・発信の充実等に取り組みます。

また、「やさしい日本語」の普及等により、国籍や言葉の壁を超えた市民同士のコミュニケーションを促進します。

IV 施策内容

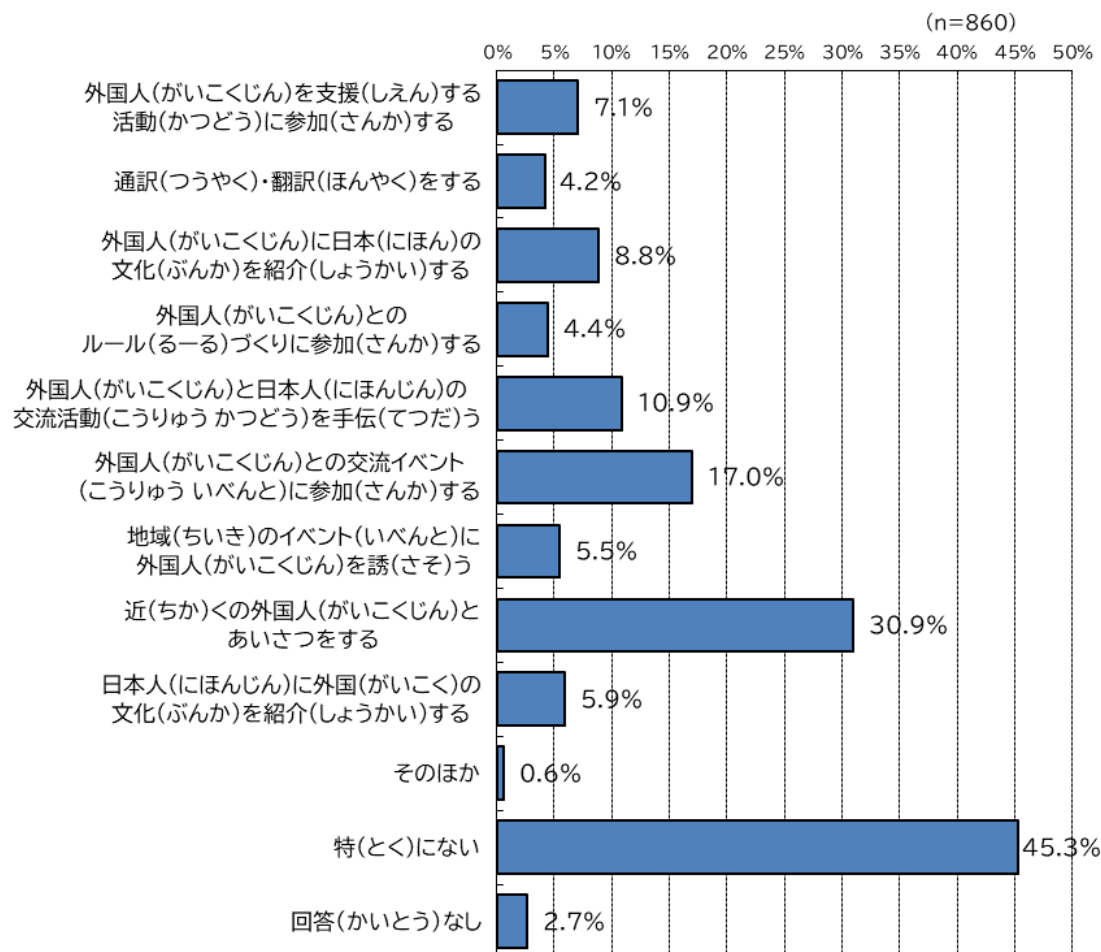
1 多様な主体による地域づくり

【現状と課題】

日本人市民アンケートにおいて、「多文化共生がわかる」人は45.1%で、半数以下になっています（グラフはⅡ章 p 9 参照）。また、多文化共生に関わる活動で参加したいと思うものを聞いたところ、「特にない」が最も多く45.3%でした。

安城市が一体となって多文化共生の地域づくりを推進するために、日本人市民に対し、多文化共生に関する理解を促進し、多文化共生の担い手を発掘・育成していくことが求められています。

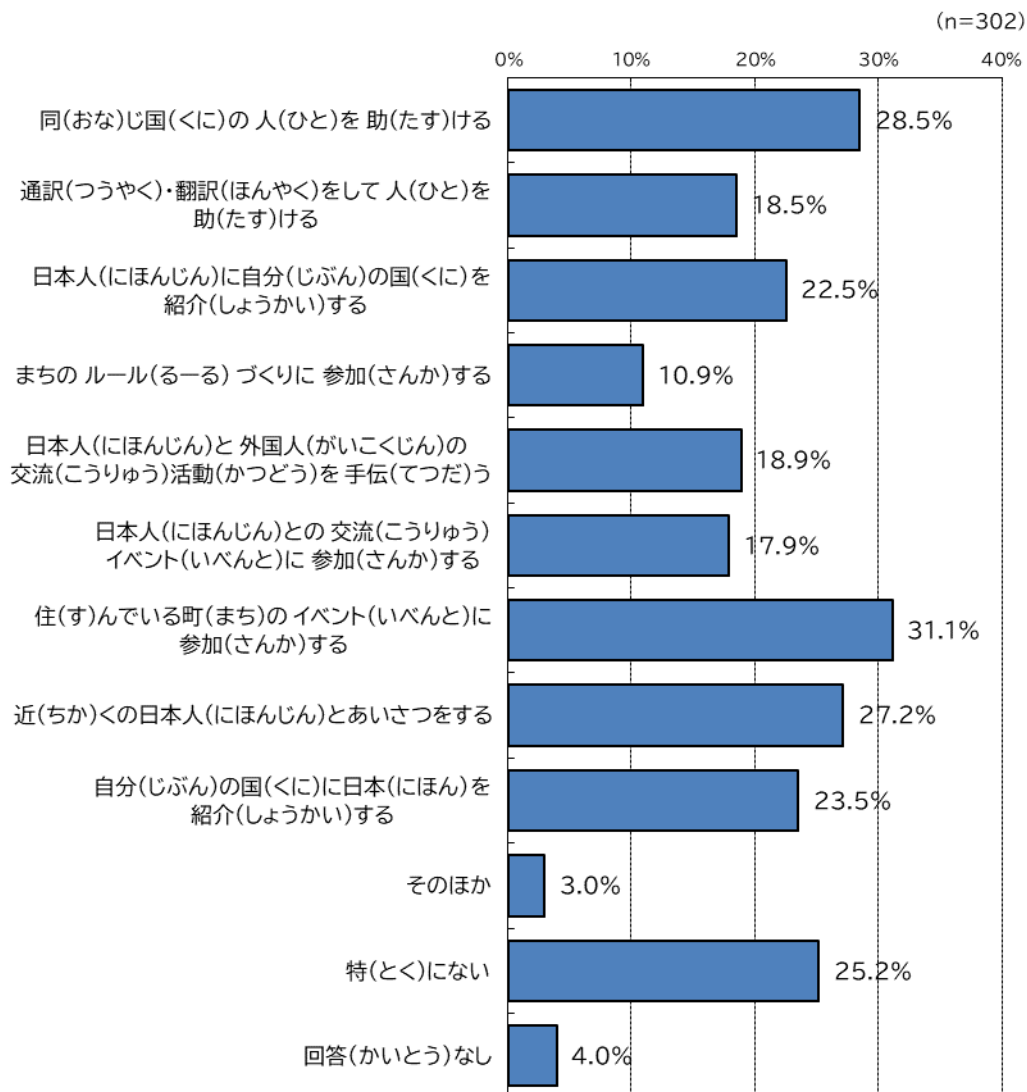
図表 参加したい多文化共生の取組（日本人市民）



外国人市民アンケートにおいて、多文化共生に関わる活動で参加したいと思うものを聞いたところ、「住んでいるまちのイベントに参加する」(31.1%)、「同じ国の人を助ける」(28.5%)という回答が多くなりました。

町内会や自治会組織で班長等を担う外国人市民や、ボランティア活動を行いたいと考えている外国人市民もいる中で、外国人市民が、多文化共生に関わる活動の担い手として活躍する機会が求められています。

図表 参加したい多文化共生の取組 (外国人市民)



【目標（目指す姿）】

- 多様な主体が連携して多文化共生を促進する
- 多文化共生を理解する日本人市民が増える
- 外国人市民が多文化共生の担い手として活躍する

【成果指標】

指標	現状値	目標値
取組が確定後、記載します。		

【施策】

1-1 多様な主体との協働

市民、多文化共生推進団体、企業等、多様な主体との連携を進めるとともに、担い手の育成や活動の支援等を行います。

（取組番号）主な取組＜★新規 ◎拡充 ○継続＞	担当課
（1-1-1） 多文化共生に関わる市民や、多文化共生推進団体との定期的な情報交換◎	市民協働課
（1-1-2） 多文化共生推進団体の活動支援★	市民協働課
（1-1-3） 多文化共生に興味をもつ市民の発掘◎	市民協働課
（1-1-4） 外国人雇用企業等との連携体制の構築★	市民協働課 商工課

1-2 多文化共生の意識啓発、相互理解と交流の促進

多くの市民が多文化共生の意味を理解するための取組を行います。

また、異なる文化や習慣を持つ市民が互いを知り、交流する機会をつくりま
す。

（取組番号）主な取組＜★新規 ◎拡充 ○継続＞	担当課
（1-2-1） 多文化共生の意義の周知○	市民協働課 がっこうきょういくか 学校教育課
（1-2-2） さまざまな国の文化や習慣に触れる機会の創出○	市民協働課 あんふおーれか アンフオーレ課
（1-2-3） 国際理解・国際交流の講座やイベントの開催○	市民協働課 しょうがいがくしゅうか 生涯学習課
（1-2-4） 外国人市民も参加しやすい講座やイベントの開催○	市民協働課 しょうがいがくしゅうか 生涯学習課
（1-2-5） 多文化共生推進団体が行う交流機会の創出支援◎	市民協働課
（1-2-6） 海外の姉妹都市等との交流の実施○	市民協働課

1-3 外国人市民の活躍推進

外国人市民が意欲や個性・能力を発揮し、社会に参画できるよう支援します。
 また、地域の担い手として活躍できるよう、外国人市民と地域の関わりを促進します。

（取組番号）主な取組＜★新規 ◎拡充 ○継続＞	担当課
（1-3-1） 活躍のロールモデルとなる外国人市民の紹介○	市民協働課
（1-3-2） 多文化共生に興味をもつ市民の発掘◎【再掲】	市民協働課
（1-3-3） 外国人市民との定期的な意見交換○	市民協働課
（1-3-4） 外国人市民に対する地域活動の啓発◎	市民協働課
（1-3-5） 身近なコミュニケーションツールの周知○	市民協働課

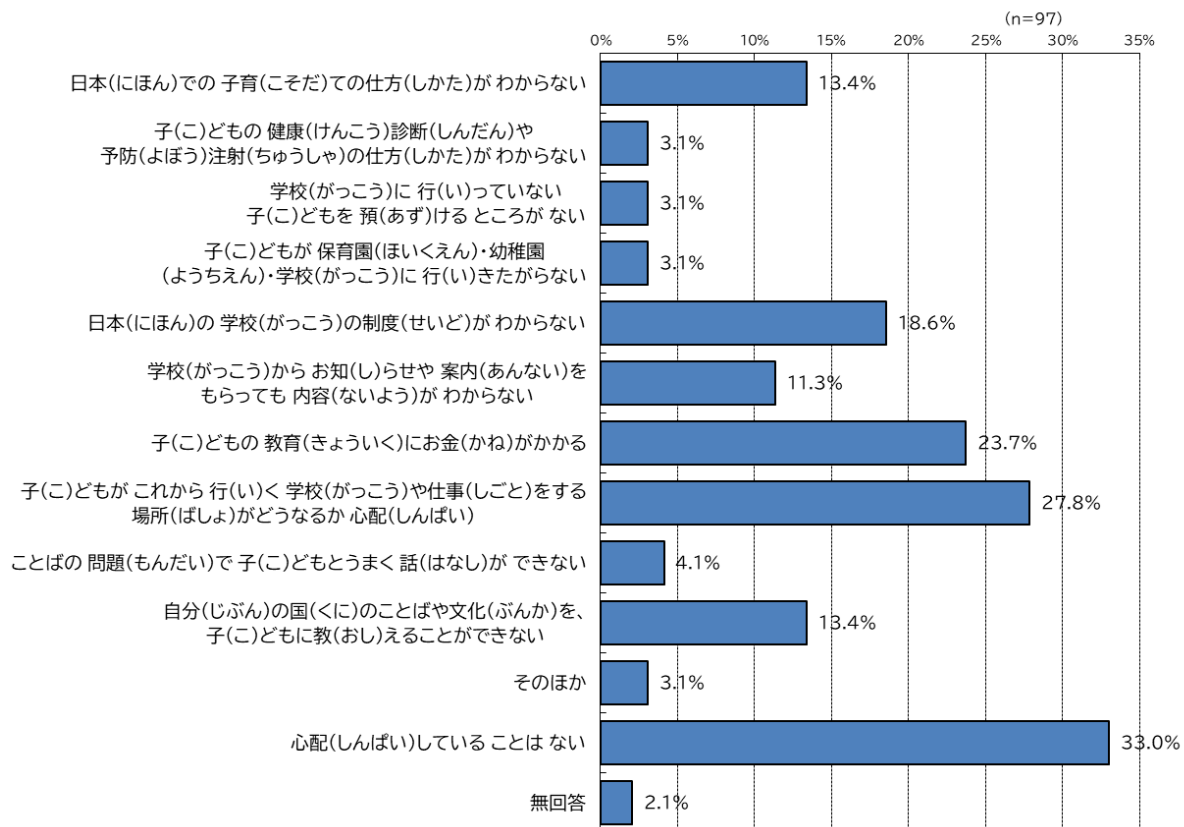
2 ライフステージに応じた暮らしの支援

【現状と課題】

外国人市民の在留資格は、永住者、定住者が多いですが、最近では、技術・人文知識・国際業務、特定技能、技能実習が増えています（グラフはp 6 参照）。特に技術・人文知識・国際業務の増加に伴い、家族を日本に呼び寄せる場合も増え、子どもの数が増えています。

外国人市民アンケートにおいては、子育てや教育の心配ごととして、「子どもの進学先や就職先の心配」（27.8%）、「子どもの教育費用の心配」（23.7%）、「日本の学校の制度がわからない」（18.6%）の回答が多くなっており、子どもの就学、進路、キャリア教育等を早めに伝えていく必要があります。

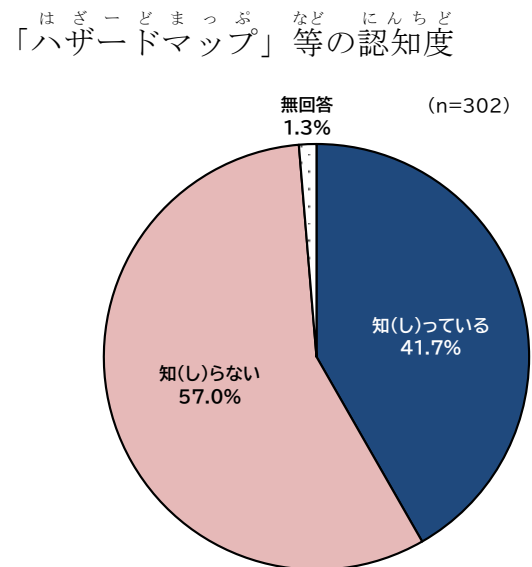
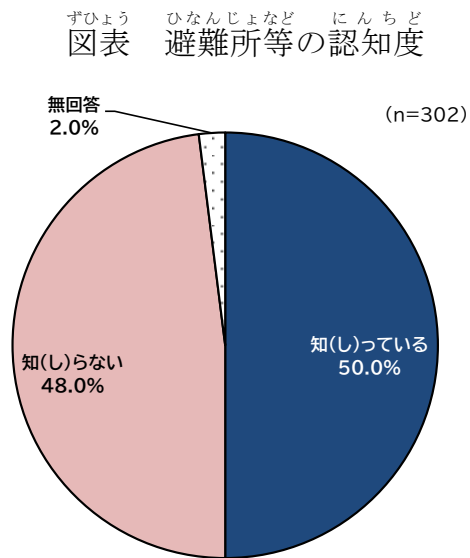
図表 子育てや教育での心配ごと



また、外国人市民が困っていること・相談したいこととしては、「日本語に関すること（33.4%、31.5%）」が最も多くなっていますが、他にも「生活にかかるお金（24.2%）」「病気や病院、医者のこと（23.8%）」「仕事を探すこと（15.9%）」「市役所などの手続き（15.6%）」「日本での暮らし方やルール（12.9%）」が挙げられ、多岐に渡っています（グラフはⅡ章 p 7 参照）。防災意識においては、避難所等は5割の外国人市民が認知し、

は ざ ー ど ま っ ぶ わりほど がいこくじんし みにん にんち ぜんかいちょうさ ぞうか
ハザードマップは4割程の外国人市民が認知しており、いずれも前回調査より増加
してありますが、日本人市民に比べると、依然として低くなっています。

こくせき ざいりゅうしかく こうせいわりあい へんかなど がいこくじんし みにん そうだん ふくざつか
国籍や在留資格の構成割合の変化等により、外国人市民からの相談が複雑化し
ていることから、関係部署や機関が協 力・連携した相談体制の構築に加え、防災
等をはじめとした、外国人市民が地域で暮らすための情 報やルール等を学ぶ機会
が必要です。



【目標（目指す姿）】

- 日常生活で困っている外国人市民が少なくなる
- 災害時に自ら行動することができる外国人市民が増える
- 外国人市民も安心して子育てができる

【成果指標】

指標	現状値	目標値
子育てで心掛けることができる		
市役所での分野横断会議の実施		

取組が確定後、記載します。

【施策】

2-1 外国人市民に寄り添った相談体制の構築

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、生活で生じるさまざまな問題について相談できる体制を確保します。

また、複雑化する外国人市民からの相談に対し、丁寧に寄り添い、切れ目のない支援を実施します。

（取組番号）主な取組＜★新規 ◎拡充 ○継続＞	担当課
（2-1-1） 市役所における多言語での相談体制の確保○	市民協働課 市民課
（2-1-2） 外国人相談員や専門家による相談体制の整備★	市民協働課 社会福祉課
（2-1-3） 関係部署・機関と連携した相談対応の実施★	市役所全体
（2-1-4） 市役所における多文化共生意識の向上○	市民協働課
（2-1-5） 市役所における外国人支援の専門性や質を高める研修の実施★	市役所全体
（2-1-6） 市役所における「やさしい日本語」の活用促進○	市民協働課

2-2 安全・安心な暮らしに関する制度・情報の理解促進

外国人市民が、医療、保険、福祉等、暮らしに必要な社会保障制度について理解できるよう支援します。

また、地域における日常生活のルールや防災等について学ぶ機会をつくりま

（取組番号）主な取組＜★新規 ◎拡充 ○継続＞	担当課
（2-2-1） 外国人市民に対する健康保険、年金、介護保険その他の社会保障制度に関する制度の周知○	社会福祉課 障害福祉課 高齢福祉課 国保年金課
（2-2-2） 防災に関する知識の周知○	市民協働課 危機管理課
（2-2-3） 地域の防災訓練、防災講習会等への参加の促進○	市民協働課 危機管理課
（2-2-4） 避難所における外国人市民への対応の円滑化★	市民協働課 危機管理課
（2-2-5） 日常生活のルール等に関する情報の提供◎	市民協働課
（2-2-6） 日常生活のルール等に関する講座の開催○	市民協働課 生涯学習課
（2-2-7） 外国人市民向けの生活・イベント情報の提供○	市民協働課
（2-2-8） あいち医療通訳システムの周知○	市民協働課 国保年金課 健康推進課

2-3 子ども・子育ての支援

外国人市民が安心して出産・子育てできるように、情報提供、相談、子育ての仲間づくりによる保護者の支援や困難を抱える子どもへの支援を行います。

また、外国人市民の子どもが、将来に希望を持って暮らすことができるよう、日本語学習や日本の教育環境への適応を支援します。

（取組番号）主な取組＜★新規 ◎拡充 ○継続＞	担当課
(2-3-1) 出産・子育て関係情報の提供○	子育て支援課 子ども発達支援課 保育課 健康推進課
(2-3-2) 子育て施設における外国人市民対応の充実○	子育て支援課 子ども発達支援課 保育課 健康推進課
(2-3-3) 子育て中の親子が集える場の提供○	市民協働課 子育て支援課
(2-3-4) 外国人親子の子育てに関する相談・支援の実施○	子育て支援課 健康推進課
(2-3-5) 外国人の子どもの発達に関する相談・支援の実施○	子育て支援課 子ども発達支援課 保育課 健康推進課 障害福祉課 学校教育課
(2-3-6) 未就園・未（不）就学児に対する支援★	子育て支援課 学校教育課
(2-3-7) 就学前児童に対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ機会の支援◎	市民協働課 保育課 学校教育課
(2-3-8) 子ども日本語教室・学習支援教室の開催・運営支援◎	市民協働課

とりくみばんごう おも とりくみ しんき かくじゅう けいぞく (取組番号) 主な取組＜★新規 ◎拡充 ○継続＞	たんとうか 担当課
(2-3-9) しょうちゅうがっこう がいこくじんじどうせいと にほんごがくしゅう しえん 小中学校における外国人児童生徒への日本語学習の支援 ○	がっこうきょういくか 学校教育課
(2-3-10) がいこくじんじどうせいと しえん たぶんかきょうせいすいしんだんたい れんけいそくしん 外国人児童生徒の支援における多文化共生推進団体との 連携促進○	しみんきょうどうか 市民協働課 がっこうきょういくか 学校教育課
(2-3-11) がいこくじんじどうせいとおよ ほごしや たい きやりあけいせい きょういく せいどりかい そくしん 外国人児童生徒及び保護者に対する、キャリア形成や教育 制度理解の促進◎	しみんきょうどうか 市民協働課 がっこうきょういくか 学校教育課

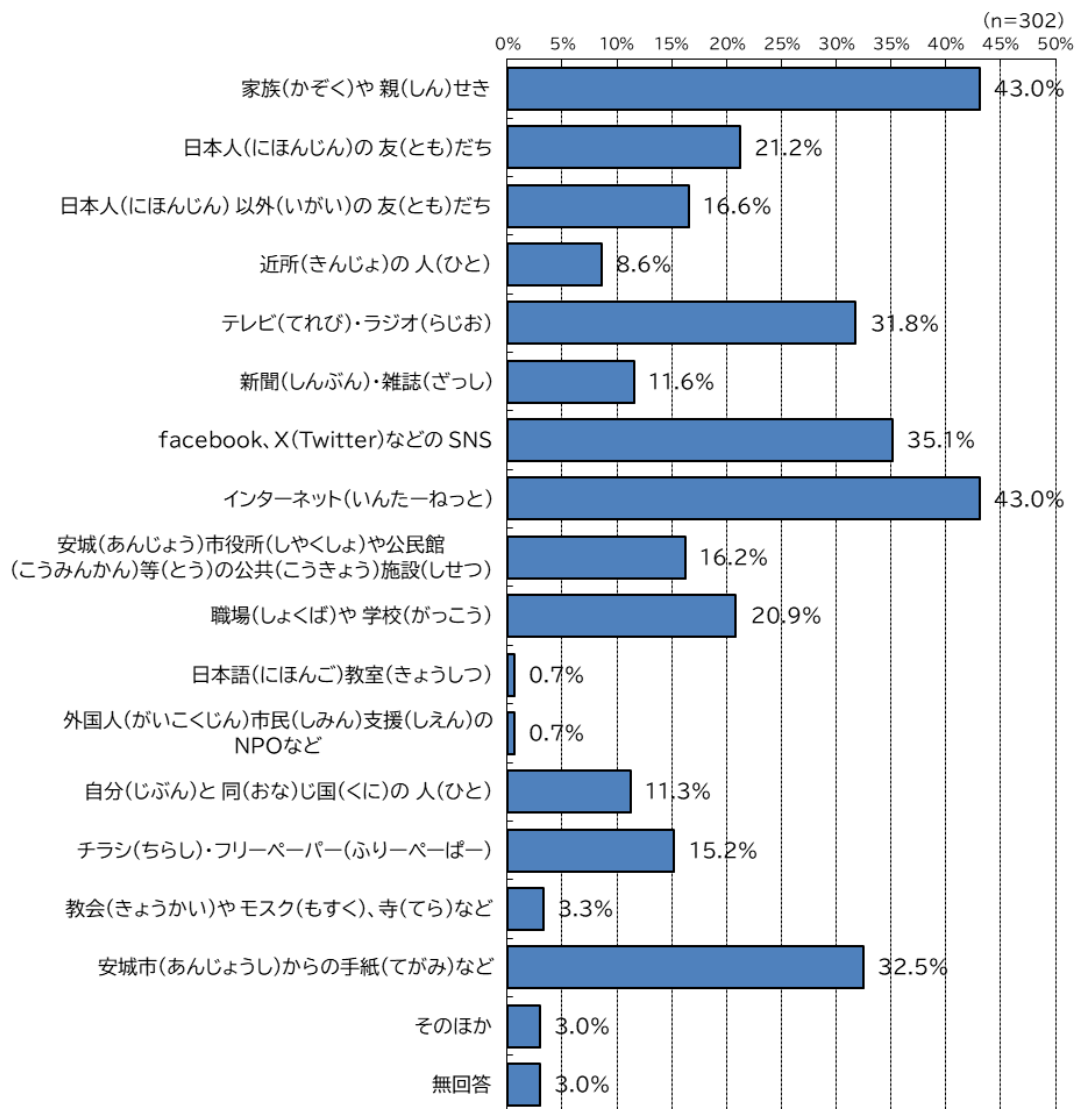
3 コミュニケーションの充実

【現状と課題】

外国人市民の情報の入手方法は、「家族や親せき」と「インターネット」の回答が43.0%と最も多くなっています。次いで、「facebook、X(Twitter)などのSNS（35.1%）」、「安城市からの手紙など（32.5%）」の回答の割合も高いです。HPやSNSを活用した情報発信に取り組み、外国人市民が必要な情報を得られるような体制を構築する必要があります。

また、「やさしい日本語」やスマートフォンの翻訳アプリ等を普及させ、日本人市民と外国人市民とのコミュニケーションを促進することで、幅広い方法で外国人市民に情報が行き渡るような仕組みをつくることも必要です。

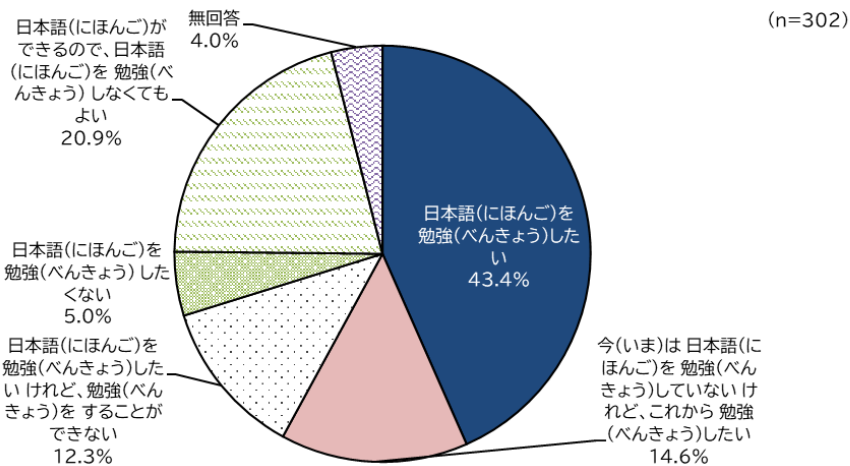
図表Q25 情報の入手方法



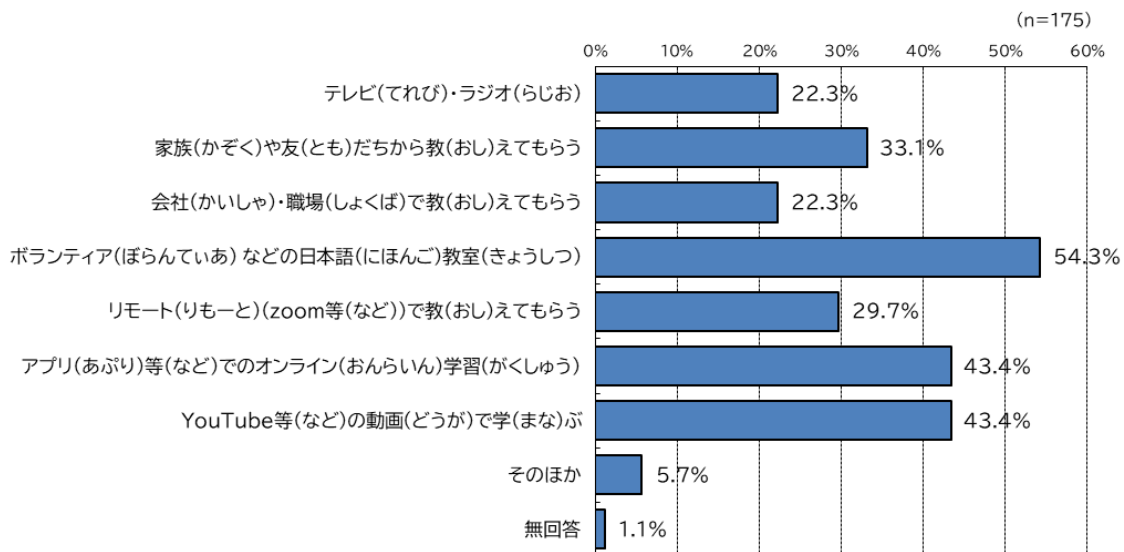
外国人市民が困っていることは、「日本語で人と話をすること」が33.4%、「日本語を読むこと」が31.5%と、日本語に関するものが多く（グラフはⅡ章 p 7 参照）、外国人市民アンケートでは6割弱の人が「日本語を勉強したい」と答えています。

また、日本語の勉強方法としては、「ボランティアなどの日本語教室」（54.3%）、「アプリ等でのオンライン学習」・「YouTube等の動画で学ぶ」（43.4%）が多いです。日本語でのコミュニケーションに困っており、日本語を学びたいと思っている外国人市民が多くいる中、日本語教室の支援等とともに、オンライン等での学習の促進等も検討していく必要があります。

図表 日本語の勉強意向



図表 これまでの日本語勉強方法



【目標（目指す姿）】

- 外国人市民が必要な情報を得ることができる
- 日本語を話せる外国人市民が増える
- 「やさしい日本語」を使う日本人市民が増える

【成果指標】

指標	現状値	目標値
日本語で人と関わりあえる機会を増やす		
「Anjo-info」の登録者数		

取組が確定後、記載します。

【施策】

3-1 情報発信体制の構築

外国人市民に行政情報や生活情報が届くよう、多言語化やSNSを活用するとともに、多文化共生推進団体、企業等と連携した効果的な情報発信に取り組みます。

（取組番号）主な取組＜★新規 ◎拡充 ○継続＞	担当課
（3-1-1） SNS等を活用した情報発信◎	市民協働課
（3-1-2） 市役所からの文書の多言語化の促進○	市役所全体
（3-1-3） 市役所での手続き時等を利用した情報提供○	市役所全体
（3-1-4） 外国人雇用企業への情報提供★	市民協働課
（3-1-5） 多文化共生推進団体、外国人コミュニティと連携した情報の発信★	市民協働課

3-2 日本語教育の推進

日本語教育推進法に基づき、外国人市民の日本語学習環境の充実に努めます。
また、円滑な日常生活を送るため、文化庁の「日本語教育の参照枠」における
A2レベルの日本語運用能力を身につけられる日本語教育推進体制を構築します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	担当課
(3-2-1) おとなにほんごきょうしつ かいさい うんえいしえん 大人日本語教室の開催・運営支援○	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-2-2) こどもにほんごきょうしつ がくしゅうしえんきょうしつ かいさい うんえいしえん さいけい 子ども日本語教室・学習支援教室の開催・運営支援【再掲】◎	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-2-3) しゅうがくまえじどう たい げんごしゅうとく そくしん にほん がっこう 主な 就学前児童に対する言語習得の促進と日本の学校について学ぶ 機会の支援【再掲】◎	しみんきょうどうか 市民協働課 ほいくか 保育課 がっこうきょういっくか 学校教育課
(3-2-4) にほんごきょうしつ かん じょうほう ていきょう 日本語教室に関する情報の提供★	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-2-5) おんらいん がくしゅうつーる など じょうほうていきょう オンライン学習ツール等の情報提供★	しみんきょうどうか 市民協働課

3-3 国籍を超えたコミュニケーションの促進

「やさしい日本語」の活用等により、市職員と外国人市民のみならず、日常
生活や地域における外国人市民と日本人市民の国籍を超えた円滑な
コミュニケーションを促進します。

(取組番号) 主な取組<★新規 ◎拡充 ○継続>	担当課
(3-3-1) 「やさしい日本語」の周知★	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-3-2) 「やさしい日本語」に関する講座の開催★	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-3-3) みぢか こみゅにけーしょんつーる しゅうち さいけい 身近なコミュニケーションツールの周知【再掲】○	しみんきょうどうか 市民協働課
(3-3-4) しやくしよ にほんご かつようそくしん さいけい 市役所における「やさしい日本語」の活用促進【再掲】○	しみんきょうどうか 市民協働課